

給与所得者等再生による再生
手続開始

令和8年（再口）第6号

埼玉県上尾市浅間台三丁目30番地31

再生債務者 上條 雅哉

- 1 決定年月日時 令和8年10月2日午後5時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年10月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年11月6日から令和8年11月13日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

給与所得者等再生による再生
計画案についての意見聴取

令和8年（再口）第2号

福島県田村市船引町東部台四丁目128番地1

再生債務者 佐久間圭太

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和8年9月25日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和8年11月5日まで
令和8年10月6日

福島地方裁判所郡山支部再生係

給与所得者等再生による再生
計画認可

令和8年（再口）第10008号

東京都町田市玉川学園5―13―3

再生債務者 盛川 強

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年9月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年10月5日

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（再口）第4号

千葉市中央区都町1丁目37番6号 ラ・メール都101号

再生債務者 永田精一郎

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年9月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年10月5日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（再口）第1号

福岡県宮若市本城462番地5

再生債務者 大山 佳孝

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年9月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年10月6日 福岡地方裁判所直方支部

所有者不明土地管理命令に関
する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

令和8年（チ）第4号

愛媛県伊予郡砥部町高尾田1068番地

申立人 渡部 亮太

住所・居所 不明

（最後の住所）大阪府大阪市西成区花園北2丁目10番15号 コーポきく3F303
所有者 亡本田 康彦相続財産
届出期間満了日 令和8年11月30日
令和8年9月30日

松山地方裁判所

（別紙）物件目録

- 1 所在 伊予郡砥部町宮内
地番 864番
地目 宅地
地積 547.77平方メートル
- 2 所在 伊予郡砥部町宮内
地番 865番5
地目 宅地
地積 58.65平方メートル
- 3 所在 伊予郡砥部町宮内
地番 865番6
地目 田
地積 16平方メートル

所有者不明専有部分管理命令
に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の専有部分又は共有持分について所有者不明専有部分管理命令の申立てがあったので、上記の専有部分又は共有持分の区分所有者又は共有持分を有する者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

令和8年（チ）第2号

兵庫県尼崎市南武庫之荘二丁目8番1号

申立人 ルネ武庫之荘管理組合

住所・居所 不明

（亡竹内雅樹の最後の住所）兵庫県宝塚市美幸町11番16号はんしん自立の家
区分所有者 亡竹内雅樹相続財産
届出期間満了日 令和8年11月30日
令和8年9月30日

神戸地方裁判所尼崎支部

（別紙）物件目録

（一棟の建物の表示）

所在 尼崎市南武庫之荘二丁目83番地、82番地、81番地

建物の名称 ルネ武庫之荘

構造 鉄筋コンクリート造陸屋根7階建

床面積 1階 1349.73平方メートル
2階、3階 各1515.15平方メートル
4階 1437.02平方メートル
5階、6階 各1432.38平方メートル
7階 1367.48平方メートル

（専有部分の建物の表示）

家屋番号 南武庫之荘二丁目83番64

建物の名称 409号

種類 居宅

構造 鉄筋コンクリート造1階建

床面積 4階部分 63.91平方メートル

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して、甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりましたので公告します。

効力発生日は令和九年四月一日であり、各法人の社員総会の承認決議については甲とともに終了しており、令和八年九月二十四日に埼玉県知事の認可を受けています。

この合併に対し異議のある債権者の方は、本公告掲載の翌日から令和九年三月二十日までに申し出てください。

令和八年十月十五日

埼玉県上尾市相座一丁目一〇番一〇号

（甲）医療法人社団愛友会

理事長 中村 康彦

東京都台東区今戸二丁目二六番一五号

（乙）医療法人社団唯育会

理事長 浪川 浩明

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、この最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（乙）掲載紙 日刊工業新聞

掲載の日付 令和八年十月十五日

掲載頁数 二頁

令和八年十月十五日

東京都千代田区内神田一―一―一〇〇ハ

ウビル （甲）合同会社コハウプロパティ

代表社員 小原 薫

東京都千代田区内神田一丁目一―一番一〇号

（乙）株式会社コハウビル

代表取締役 小原 薫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することになりました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載 官報

掲載の日付 令和八年三月三十一日

掲載頁 七十七頁（号外第七十六号）

（丙）掲載 官報

掲載の日付 令和八年三月三十一日

掲載頁 六十九頁（号外第七十六号）

令和八年十月十五日

東京都港区赤坂三丁目二―一番七号

（甲）株式会社イシン・アカサカ・オペ

レーションズ

代表取締役 亀井 康

東京都千代田区神田淡路町一丁目七番五号

（乙）株式会社イシン・オチャノミズ・

オペレーションズ

代表取締役 亀井 康

東京都港区西新橋一丁目一七番一三号

（丙）株式会社イシン・シンパン・オペ

レーションズ

代表取締役 亀井 康